

四万十市シニアネットワーク運営規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、四万十市シニアネットワークいう。
(但し、略称をSSNWと称します。)

(事務所)

第2条 この会の主たる事務所を高知県四万十市に置きます。
仮の連絡事務所を高知県四万十市具同6112-4 宮崎方とします。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この会は
四万十市シニアネットワークが行う各種講習会及び勉強会を通じてシニア世代への
①パソコンの基礎知識の普及
②パソコンの実用的な利用の推進
③パソコンを通じての社会参加・社会貢献の推進
を目的としています。

(事業)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)パソコン初心者講習会の開催
(2)会員のスキルアップのための勉強会開催
(3)初心者対象の家庭教師派遣
(4)年賀状・暑中見舞い状・各種案内状等の作成請負
(5)各種書類作成請負
(6)高齢者と子供のふれあいの場づくり
(7)行政・その他の市民団体とのネットワークづくり
(8)その他この会の目的を達成するために必要と認められる活動

第3章 会員

(種別)

第5条 この会の会員は次の3種とし、運営は正会員にて行うものとする。
(1)正会員 この会の目的・活動に賛同して入会した概ね60歳未満の個人
(2)賛助会員 この会の目的・活動に賛同し、事業を支援する個人又は団体
(3)準会員 (1)に該当しないが講習会や勉強会に参加を希望する会員

(入会)

第6条 この会の会員になるための入会条件は、特に定めないものとする
2、この会の会員として入会しようとするものは、所定の入会申込書により申し込むものとし
会は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3、会は前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人に
その旨を通知しなければならない。

(会費及び教室運営費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費及び教室運営費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1)退会届の提出をしたとき。
(2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
(3)継続して3ヶ月以上会費を滞納したとき。
(4)除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、所定の退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この規則に違反したとき。
- (2)この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)この会の調和を乱し、または学習の妨害になる様な行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この会に次の役員を置く。

- (1)理事 3人以上10人以内(ただし会員総数の30%を超えてはならない。)
 - (2)監事 2人
- 2、理事のうち、1人を会長、1人を事務局長、1人を財務担当とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2、会長及び事務局長・財務担当は、理事の互選とする。
- 3、監事は、理事又はこの会の職員を兼ねる事は出来ない。

(職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、この会の業務を執行する

- 2、会長はこの会を代表し、会と会員の地位の確保と安定に努めるものとする。
- 3、事務局長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行するとともに、会の運営、企画、実施を担当するものとする。
- 4、財務担当理事は会の資産の管理補助及び経理全般を担当する。
- 5、監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2)この会の経理状況を監査すること。
 - (3)前2号の規定による監査の結果、この会の業務又は経理に関し不正の行為又は法令、規約に違反する重大な事実があることを発見した場合にはこれを総会に報告する事
 - (4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5)理事の業務執行の状況又はこの会の経理の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2、補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3、役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行はなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任する事ができる。この場合、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1)心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
 - (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その職責に応じて報酬を受けることができる。
- 2、役員には、その職責を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3、前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
 - 4、役員の報酬及び講師等の報酬は別途定める規定により支払うものとする。

(職 員)

- 第19条 この会に、必要に応じて事務を専従に担当する職員を置くことができる。
- 2、会 長は、有資格者及び同等の知識・技能が有ると認められる者を指導員に任命しこの会の職員として、会員の指導育成に当たらせることができる。
 - 3、職員の任免及び職員の給与額については、理事会の議決を経て、会長がこれを定める

第5章 総会

(種 別)

- 第20条 総会はこの会の最高議決機関であり、その種別は通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。準会員及びゲスト会員はは総会に出席して意見を述べる事が出来る。ただし、議決権は有しない。

(権 能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1)規約の変更
 - (2)解散
 - (3)合併
 - (4)事業計画及び収支予算ならびにその変更
 - (5)事業報告及び収支決算
 - (6)役員を選任又は解任、職務及び報酬
 - (7)入会金及び会費の額
 - (8)その他運営に関する重要事項

(開 催)

- 第23条 通常総会は、毎年1回、年度初めに開催する。
- 2、臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1)理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
 - (2)正会員総数の5分の一以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
 - (3)第14条第4項第4号の規定により監事から召集があったとき。

(召 集)

- 第24条 総会は前条第2項第3号の場合を除き会長(理事長)が召集する。
- 2、会 長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を召集しなければならない。
 - 3、総会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

- 第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

- 第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2、総会の議事は、この規則に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2、やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任する事ができる。
 - 3、前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第2項の適用については、総会に出席したものとみなす。
 - 4、総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1)日時及び場所
 - (2)正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者が有る場合には、その数を付記すること。
 - (3)審議事項
 - (4)議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5)議事録署名人の選任に関する事項
- 2、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構 成)

- 第30条 理事会は理事を持って構成する。

(権 能)

- 第31条 理事会は、この規則で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1)総会に付議すべき事項
 - (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3)事務局の組織及び運営に関する事項
 - (4)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

- 第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1)理事長が必要と認めるとき。
 - (2)理事総数の4分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
 - (3)第14条第4項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(召 集)

- 第33条 理事会は理事長が招集する。
- 2、理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3、理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

- 第34条 理事会の議長は、理事長か理事長から指名された理事がこれに当たる。

(議 決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2、理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
2、やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3、前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4、理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)日時及び場所
(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者に会っては、その旨を付記すること)
(3)審議事項
(4)議事の経過の概要及び議決の結果
(5)議事録署名人の選任に関する事項
2、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)組織設立時の会計帳簿に記載された資産
(2)入会金及び会費
(3)寄付金品
(4)財産から生じる収入
(5)事業に伴う収入
(6)その他の収入

(資産の管理)

第39条 この会の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この会の会計は、法に掲げる原則に沿って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長及び実務担当理事で作成し総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
2、前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2、予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第45条 この会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2、決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

- 第46条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(臨機の措置)

- 第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 規則の変更、解散及び合併

(規則の変更)

- 第48条 この会が規則を変更しようとするときは、正会員の2分の1以上の多数による議決を経なければならない。

(解 散)

- 第49条 この会は次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
 - (2) 正会員の欠乏
 - (3) 合併
- 2、前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(合 併)

- 第50条 この会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第9章 雑 則

(細 則)

- 第51条 この会の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(役員会)

- 第52条 この会を運営する為に、会長は毎月最低一度は実務役員を招集して、運営役員会を開催しなければならない。
- (2) 運営役員会のメンバーは会長・事務局長・会計の各理事のほか、監事と各教室の代表たる班長及び副班長を加えたメンバーで構成する。

附則

- 1、この規則は、この会の設立の日から施行する。
- 2、この会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事
理事
理事
理事
理事
理事
理事

監事
監事

- 3、この会の設立当初の役員の任期は、第15条第一項の規定にかかわらず、設立の日から平成23年(2011年)4月30日までとする。
- 4、この会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5、この会の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、設立の日から平成22年(2009年)3月31日までとする。
- 6、この会の設立当初の会費及び教室運営会費は、第7条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。
 - (1)正会員 ☆会費:月額1000円 ☆教室運営費:参加毎に250円
 - (2)準会員 ☆会費:月額1000円 ☆教室運営費:参加毎に250円
 - (3)賛助会員個人 会費1口5,000円(年間)
 - (4)賛助会員団体 会費1口10,000円(年間)
- 7、この会が行う事業に従事した会員に対しては、その事業で得た収入の合計額を限度として報酬を支給しなければならない。その額は役員会に於いて協議し決定することができる。